

平成 25 年 総 務 委 員 会 開 催 状 況

開催年月日 平成25年 8月 6日 (火)

質 問 者 民主党・道民連合 高橋 亨 委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 泊原発の防災について (一) メルトダウンについて 7月8日に、泊原発再稼働申請を行ってから、今日まで、新聞に報道されない日はないくらいの、様々な再審査、再申請に関わる問題について出ているわけでございまして、その中で、7月16日、北電も3号炉に関わり、冷却装置停止が起きた場合、停止後19分でメルトダウンを起こし、また、1号炉・2号炉についても31分後にメルトダウンを起こすと発表したわけでございます。</p> <p>今、申し上げましたとおり、再稼働に関わる申請に伴う規制委員会とのヒアリングの中のことでございますが、これまで、想定される重大事故におきまして、具体的にメルトダウンまでの時間を公表したのは初めてのことでございます。</p> <p>これは、今後の原子力防災においても憂慮すべき問題であると思っております。</p> <p>道は北電の発表を受け、メルトダウンについてどのように認識されているのかお聞きをしたいと思っております。</p> <p>福島第一原発の状況を思い起こすと、メルトダウンが起きたという発表があったのは、事故が起きてから数日かかっていたということでございます。</p> <p>今回のメルトダウンに関わって19分ないし31分ということで北電が発表されたわけですから、もしものことがあれば、過去の反省に立って速やかに情報提供はされるべきと思っております。</p> <p>規制委員会でやっているのは、例えば冷却装置がダメになった場合、北電はどのように手を打ちますか、こういうことをやります、それがダメになった場合どうしますか、ということを繰り返していくのが安全確認でありまして、そのようなことを考えますと、スプレイポンプというもので冷却をするといっても、それがまたダメになる可能性がないわけではない。メルトダウンということになりますと、これ以降、様々な現象が起きるわけでございます。未だに、福島第一原発では、炉のメルトダウンした中の状況がわかっていないという状況でありますから、それによって、さらに放射性物質の拡散ということも起こりうるということになります。</p>	<p>(環境安全担当課長) 重大事故の対策についてであります。原子炉の炉心の著しい損傷など重大事故の対策につきましては、これまで、国の規制要件にはなっておらず、福島原発事故では、結果的に重大事故の進展を食い止めることができず、最終的に炉心溶融に至ったものと認識しているところでございます。</p> <p>このため、新規制基準では、新たに重大事故が発生した場合の事故進展を食い止めるための炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策が要求されているところでございます。</p> <p>今回、北電では、格納容器破損防止対策の有効性評価として原子炉の水位が低下し、炉心溶融が発生した場合、新たに整備する代替の格納容器スプレイポンプによる注水などによりまして、格納容器内の圧力の上昇を抑え、格納容器の破損防止対策を講じる一方で、放射性物質の放出量は、制限値の20分の1程度となることを、北電は確認したとしているところであります。道といたしましては、今後、規制委員会において、こうした点についても厳正に審査・確認していただきたいと考えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 避難計画の再検討について</p> <p>これまでの避難計画は、放射線モニタリングの結果等に基づいて避難措置等を定めておりますが、19分後のメルトダウンは想定されていません。これらのことは、当然のことながら、避難計画は最悪のことを想定して作成されなければなりません。今回の発表によりまして、道の防災計画や各自治体で作成する避難計画についても、その状況下での避難内容でなければならないものと思いますが、避難計画の再検討についてどのようにお考えなのかお聞きします。</p> <p>先ほど、情報の的確な伝達というお話もさせていただきましたが、避難ということで住民の皆さんは、5km圏内からまず始めていくということになります。これは、放射性物質が出て、というタイムラグがあって、今のところは安全ですよというところから始めていくわけですが、しかし、人間の心理として、事故があったということになると、それ以外のことを勝手に思って判断をしていくというのが人間であります。自己保身、自分を守るために、家族を守るために。</p> <p>そうすると、まずはPAZのところから、それも、放射性物質がどのように排出されたかによってやっていくということが、必ずしも机上で思ったように進まないのではないかと思います。</p> <p>さらに、防護基準によって、一時移転、避難ということですが、これまでの議論を考えていきますと、自動車での議論、先ほど村田委員からお話のありましたヨウ素剤の配付をどうするかなど、様々なことが一気に起きてくることになり、今回は19分という、ショッキングな時間が新聞に出たということでもありますから、受け止め方は、30km圏内の方々も含めて、さらに今までより切迫した状況を心の中に思ってしまうことになるのではないかと思います。</p>	<p>(原子力安全対策課長)</p> <p>住民の避難についてであります。道では、国の災害対策指針を踏まえ、地域防災計画において、原子力発電所のプラントの状況等に応じて、放射性物質が放出される前から、EALと呼ばれる緊急事態の判断基準により、発電所から半径5km以内のいわゆるPAZ圏の住民避難を行うとともに、半径30km以内のいわゆるUPZ圏においても屋内退避等の防護措置を講ずることとしているところでございます。</p> <p>また、万が一炉心溶融などにより施設外に放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングの測定結果により、OILと呼ばれる防護措置の実施基準に基づき、UPZ圏の住民の速やかな避難や一時移転などの防護措置を講ずることとしているところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、道としては、緊急時モニタリングを実施し、その事故進展の状況に応じ、関係市町村や防災関係機関と連携を図りながら、地域防災計画に定められた所要の防護措置を講じ、住民の安全確保に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 泊16市町村連絡会について</p> <p>先般、泊原発再稼働申請に伴う安全確認協定連絡会が開かれたようでございますが、その中では、各関連の首長の方々が出席したと思っておりますが、その中でどのような意見が出されたのか、お聞きします。</p> <p>今ほどお話のあったことは、全て福島第一原発事故の後、様々な事象が起きた、そしてそのことについて大変心配されているものが出されたのだろうと思っております。</p> <p>(四) 連絡会への理解について</p> <p>今ほどお話がありました、報道関係の皆さんが個別に取材が行われたと思っておりますが、それぞれが、事故に関わる不安を口にされたものと思っております。</p> <p>重大事故があれば住民の安全を第一に考えなければならぬのは、首長として責務でございます。当たり前のことではありますが、国は4町村以外の連絡会参加自治体に対しても再稼働に関わる防災上の理解を得る努力をするのが当然と考えますが、そのことについての道のお考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>連絡会には、関係4町村だけではなくて、速やかに情報を提供していただく。そしてやはり、首長さんも非常に不安であり、当然のことながら不安であるということですから、様々なことがどのように展開されていき、その場合どう対応していくのか。そういった理解を得るための努力はしていただかなくてはならない。これは、4町村と他の連絡会参加市町村と差をつけるべきではないと思っておりますので、ぜひ、国に対しても、関係4町村だけではなく、きちんとした説明を求めていただきたいと思います。</p>	<p>(環境安全担当課長)</p> <p>連絡会における市町村長の意見についてでございますが、7月9日に開催した安全確認協定に基づく連絡会におきまして、この度の設置変更許可申請などに関する北電の説明を受けた後、出席した市町村長からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島事故の原因究明がなされていない中での申請について不安であるとの声が出されたほか、 ・ 南西沖地震のときの津波の事例と、北電のシミュレーション結果の関係など、技術的な事項に関する質問や、 ・ 使用済み燃料の適切な保管、代替エネルギーや自然エネルギーの推進に関する意見などが出されたところでございます。 <p>(原子力安全対策担当局長)</p> <p>連絡会についてでございますが、原子炉等規制法の改正により、事業者においては、原子力発電所の停止中も含め、新たな規制基準に適合した安全対策を適切に講ずることが求められており、この度の北電の申請内容につきましては、原子力規制委員会において、新規制基準に基づき、厳正な審査が行われるべきと考えております。</p> <p>こうしたことから、道としては、安全確認協定に基づき速やかに連絡会を開催し、この度の北電の申請内容等の報告を行い、意見交換を行ったところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後も、泊発電所の安全対策の取り組みなどにつきまして、連絡会を開催し、16市町村との情報共有を図りますとともに、相互に意見を申し述べる機会を確保してまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 北電の危機管理について</p> <p>再稼働の申請から今日まで、様々な申請内容についての不備や値上げ申請の理由に関わる1号炉・2号炉・3号炉の申請順と実際には3号炉を優先した矛盾、事故対策にあたる人員配置の不的確さ、海水取水接続口の不備など様々な汚点をさらけ出しており、委員から失笑をかったということも報じられております。</p> <p>知事もいささか呆れた様子で記者会見で発言されておりましたが、これらのことは、危機管理よりも早期再稼働ありきの北電の姿勢を端的に表われているものと道民は見ているわけですが、危機管理を統括する危機管理監のご見解をお聞かせします。</p> <p>今、危機管理監からお話でしたが、どうも道民の皆さんは、北電の申請に対する態度が、なかなか真剣味がないように受け止めており、規制委員会は安全に関わっているいろいろお聞きするわけですが、本当に北電が拙速にやろうとしているのではないかと思うわけがあります。様々なプロセスをきちんと踏んで、より安全に近づけていくというのは北電の責務であろうと思っております。</p> <p>しかし、福島第一原発にあるように、安全神話は完全に崩れたわけですから、絶対という言葉はないわけですが、</p> <p>したがって、そのことも含めて、危機管理監も十分ご存じだと思いますので、できる範囲としては北電にきちんと対応していただくということが必要ですが、その後の問題についても、これからいろいろな機会でお話をさせていただきますが、単に安全というだけでない様々な判断材料もあるだろうと思っておりますので、そのことも申し添えて、質問を終わります。</p>	<p>(危機管理監)</p> <p>北海道電力についてでございますが、この度の北電の申請に対します、規制委員会からの指摘につきましては、新たな規制基準に基づいた専門的見地からの厳しい内容であると受け止めておりまして、北電におきましては、これらのことを重く受け止め、規制委員会の審査に真摯に対応するよう、改めて申し入れたところでございます。</p> <p>道といたしましては、原子力発電所は、何よりも安全性の確保が最優先と考えておりまして、北電においては、事業者として安全性の向上に向けて不断に取り組んでいただくとともに、安全性の追求には終わりがあるものではありませんので、危機意識を忘れない姿勢で対応していただきたいと考えております。</p>